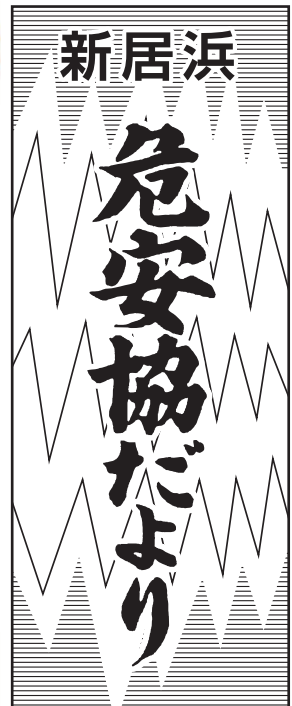


# 令和6年度定期総会開催



発行所 新居浜市消防本部  
 新居浜市消防本部  
 新居浜市消防本部  
 新居浜市消防本部  
 新居浜市消防本部  
 (電話 65-1342)  
 H A R A P L E X  
 第 83 号

令和六年五月十日、新居浜市消防防災合同庁舎五階災害対策室において、令和六年度新居浜市危険物安全協会総会が開催されました。

河野会長並びに後田消防長挨拶の後、議事に移り、次の議案が審議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

- 一 令和五年度 事業報告
- 二 令和五年度 収支決算報告及び  
監査報告
- 三 令和六年度 事業計画 (案)
- 四 令和六年度 予算 (案)
- 五 役員改選 (案)

また、令和六年度優良危険物取扱者表彰の伝達が、総会にて執り行われました。

(二面掲載)



## 《 危険物安全週間推進標語 》

# 次世代へ つなごう無事故と 青い地球

## 令和6年度危険物安全週間

### 6月2日(日)～8日(土)



# 優良危険物取扱者表彰 (事業所)

令和6年度優良危険物取扱者表彰を次の2事業所の方が受賞されました。

今後も、無事故、無災害の継続をお願いします。



オートピア庄内SS  
近藤石油(株)



新東運輸(株)



副会長  
住友化学(株)愛媛工場  
西原 知弘



副会長  
出光リテール販売(株)  
森 卓也



会長  
ヤスハラケミカル(株)  
河野 全秀



監事  
日本エイアンドエル(株)  
真喜 良太



監事  
森実運輸(株)  
手嶋 敏雄





## 消防長就任にあたり

### 新居浜市消防本部 消防長 後田 武

平素は、本市の消防行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けをもちまして、消防長を拝命いたしました後田武でございます。

新居浜市民の皆様様の生命・身体・財産を守るという重責を改めて痛感いたしますとともに身の引き締まる思いでございます。私自身、微力の身ではありますが、脈々と受け継がれる消防使命を継承行使して、最善を尽くすことにより地域の安全安心を守るべく専心努力する所存ですので御指導御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

会員の皆様方におかれましては、日頃から危険物にかかる安全思想の普及をはじめ、危険物を取り扱う施設・設備等における自主保安対策を積極的に推進され、地域社会の安全確保に多大な御貢献をいただいておりますことは、誠に心強く、その不断の御努力に対しまして、心から敬意を表する次第でございます。

また、新型コロナウイルス感染症が、昨年5月に感染症法の5類に位置付けられて以降、社会経済活動は徐々に元の動きを取り戻し、4年ぶりに人流、物流ともに従前の水準に戻りつつあると実感しております。

さて、危険物施設での事故は、全国的には依然として高い水準で推移しており、昨年度は本市でも数件の事故が発生しております。これら事故の発生要因といたしましては、火災事故では維持管理や操作確認不足等の人的要因、流出事故では腐食劣化等の物的要因によるものが多くを占めております。

一方で、本年元日の能登半島地震では、多くの犠牲者、被災者が発生し、今もなお復旧、復興に向け取り組まれており、本市においても南海トラフ巨大地震による甚大な被害が危惧されております。

こうした背景から皆様方には、改めて危険物施設を健全に維持管理していくための徹底した定期点検の実施、経年劣化による事故防止のため施設設備の予防保全を主とした管理体制の構築、そして震災対策を含めた保安教育訓練の実施など更なる保安防災対策の推進に御尽力いただきますようお願いいたします。

本市といたしましても、危険物施設における事故・災害は甚大な被害が想定され、社会に与える影響も極めて大きなものとなりますことから、今後も市民の安全・安心につながる官民一体となった各種施策を展開してまいりますので、本市危険物行政の推進に御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

結びになりますが、新居浜市危険物安全協会の今後益々の御発展と皆様方の御健勝と御多幸を心よりお祈り申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。





## 令和6年度 危険物取扱者試験



		第2回	第3回
試験実施日		10月20日(日)	R7年2月1日(土)
願書 受付期間	書面申請	8月27日(火)	12月 6日(金)
	電子申請	9月 6日(金)	12月17日(火)
願書配布場所		消防本部予防課・北署・南署・川東分署	
願書送付場所		(一財)消防試験研究センター 愛媛県支部 TEL089-932-8808	



### 試験の主な変更点



- 電子申請と書面申請の受付期間が、同じ期間になりました。  
※電子申請の受付時間は、受付開始日の午前9時から受付の最終日の終日となります。
- 乙種の複数受験が、3種類まで可能になりました。  
※複数受験の受験申請は書面による申請のみです。  
※受験願書はそれぞれ作成し、同一の封筒に入れて提出してください。
- 試験手数料の額が改定されました。(令和6年5月1日)

区分	改定後の金額
甲種	7,200円
乙種	5,300円
丙種	4,200円



## 乙種第4類受験者準備講習会

※定員50名



準備講習実施日	9月28日(土) 8:30~17:15
受講受付期間	8月1日(木)~9月27日(金)
講習会場	新居浜市消防防災合同庁舎5階 災害対策室
受講手数料	会員:5,000円 非会員:7,000円
テキスト	法令・実務 各1,540円 } 4,950円 乙種4類問題集 4,950円

### 準備講習日程



8:15 ~ 8:25	受付
8:30 ~ 11:00	法令
11:00 ~ 12:30	危険物の性質と消火
12:30 ~ 13:15	休憩
13:15 ~ 16:15	物理化学
16:15 ~ 17:15	法令問題

お昼休憩は  
45分です。



\*2024年度全国統一防火標語\*

守りたい

未来があるから

火の用心



# 消防法令の改正により ガソリンスタンドで行える業務が拡大されました。

## 【主な改正内容】

### 1. ガソリンの容器詰替えについて

詰替え量（1日あたり）

改正前
原則、 <b>指定数量(200ℓ)未滿</b> に限り認められていた。



改正後
<b>制限なし</b>



### 2. 給油取扱所の付随設備について

給油取扱所の業務に必要な設備として、尿素水溶液供給機及び急速充電設備が追加されました。これらの設備では設置場所や設置方法（衝突防止措置など）等の基準が定められ、**設置時は消防への申請が必要**となります。

（※計画等がある場合は、事前に消防本部予防課への相談をお願いします。）

（尿素水溶液供給機）



ディスペンサー型

プラスチック容器型

（急速充電設備）

電気自動車



### 3. 荷卸し中の固定給油設備等の使用について

改正前
<b>荷卸し中</b> は、当該専用タンク等に接続する固定給油設備等の <b>使用は中止</b> することとされていた。



改正後
<b>安全対策</b> を行えば荷卸し中も固定給油設備等の使用が可能になりました。



（安全対策を講じた場合は荷下ろし中でも固定給油設備を使用することができる）

#### 安全対策について

- ・ 受け入れ側のタンクとタンクローリー双方に**コンタミ防止措置**を設ける必要があります。
- ・ 荷卸し中の給油作業等の立合い、監視等について**予防規程**で定める必要があります。